

令和8年度ひきこもり支援職業体験事業業務委託仕様書

1 目的

山梨県民の生活状況に関する調査（2024年2月）では、本県におけるひきこもり状態の者は約9,000人と推計されている。また、現在ひきこもり状態にある者の過半数は20～30代であり、就労・将来・経済面の不安を抱えていることが明らかとなった。さらに、内閣府の「若者の生活に関する調査報告書」（2016年）及び「生活状況に関する調査（2018年）」では、自身の適性に合った職業への就職が、ひきこもり状態からの回復や社会参加の促進に重要であることが示唆されている。

ひきこもり状態にある者の中には、デジタルスキルに関心のある者が一定数いるものの、一般向けの研修や職業訓練への参加には、心理的・環境的なハードルが高い。そこで、本事業では、外出や他者とのコミュニケーション、就労について考えるきっかけを提供することを目的に、ひきこもり状態にある者に職業体験の機会を提供する。

なお、本事業は、ひきこもり状態にある者に職業体験の機会を提供することが、ひきこもり状態からの回復や社会参加の促進に有効かを検証するためのモデル事業として実施する。

※ 本仕様書における「ひきこもり状態にある者」とは、概ね6か月以上継続して社会参加が限定されている状態にあり、次の要件を満たす者をいう（重度の障害、疾病、高齢を主な原因とする場合を除く。）。

①現在、就学・就業していない者

②社会生活や日常生活において、家族以外の者との交流がほとんどない者

③普段の外出状況が、次のいずれかに該当する者

- ・趣味や買い物など必要最小限の場合のみ外出する
- ・自室からは出るが、家の外にはほとんど出ない
- ・自室からほとんど出ない

なお、ひきこもり状態からの改善を目的として、ひきこもり地域支援センター、市町村、その他関係機関の支援により、一時的に外出や家族以外の者との交流を行っている場合等により、上記の要件を満たさない場合であっても、本人または家族が課題の解消を必要としている場合は、本事業の対象者とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

3 協力先

本事業は、県内のひきこもり支援の実態を踏まえ、既存の支援拠点及びその利用者を活用して実施するものとし、特定非営利活動法人山梨県キャリアコンサルティング協会が運営する施設を、実施場所及び受講者募集の協力先として活用する。

同協会は、「YYSCやまなし若者自立支援センター」を運営し、ひきこもり状態の者等に居場所、相談場所を提供するとともに、厚生労働省委託事業「地域若者サポートステーション事業」を受託するなど、ひきこもり支援、就労支援への知見を有している。

4 事業内容

ひきこもり状態にある者（安定期・活動期にある者）を対象としたデジタル関連業務の体験会

(1) 内容

- ・Webデザイン、映像制作、プログラミング等のコースの中から受講者が任意のコースを選択可能とすること。
- ・1日（実働4時間程度）で体験可能な内容とすること。

- (2) 日程
令和8年9月～11月頃に1日（実働4時間程度）実施すること。
- (3) 実施場所
特定非営利活動法人山梨県キャリアコンサルティング協会（山梨県中央市若宮 49-7）
- (4) 実施方法
対面形式による集合開催とすること。
- (5) 定員
20名程度とすること。

5 委託内容

(1) 体験会の企画・準備

ア 実施体制

- ・本事業を統括する責任者を置き、県及び協力先との調整を行うこと。

イ 企画

- ・ひきこもり状態にある者の特性を十分に理解した上で、企画すること。
- ・外出や他者とのコミュニケーション、就労について考えるきっかけを提供する目的を踏まえ、受講者が選択可能なコースを複数準備すること。
- ・内容については、事前に県及び協力先と協議の上、内容を調整すること。

ウ 資料、会場、機材の準備

- ・体験会に用いる資料の内容は、事前に県及び協力先と協議の上、体験会当日の概ね1週間前までに完成させること。
- ・県及び協力先と協議の上、会場及びレイアウトを決定すること。
- ・体験会に使用する資機材は、原則として受託者が用意すること。
- ・PCの他、会場における通信環境整備のために必要な通信端末等を用意すること。

(2) 体験会の運営

ア 申込受付

- ・受講者の申込受付（チラシの作成、申込フォームの作成等を含む）を行うこと。

イ 当日の運営

- ・各参加者の状態や習熟度に応じたきめ細かな支援を行うこと。
- ・体験会実施体制として、責任者及び調整進行役に加え、受講者の指導及びフォローアップを行うスタッフを複数名（例：受講者4名につき1名＋サポート2名 等）を配置すること。
- ・責任者、講師、スタッフは、ひきこもり状態にある者とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、事前研修等を行うこと。
- ・受講者の心身の状況に変化が生じた場合には、無理な参加継続を求めず、協力先等と連携して適切に対応すること。
- ・会場の設営、撤収を行うこと。

(3) 検証、報告

- ・受講者の満足度、体験会前後の意識変化などを尋ねるアンケートを実施すること。アンケート等の項目は、事前に県及び協力先と協議すること。
- ・アンケートの集計データおよび全受講者の回答データを提出すること。
- ・県内市町村や支援団体等へ横展開できるような詳細な記録や分析がなされた事業報告書（アンケート結果の考察含む。）を作成すること。
- ・報告書の内容や項目・様式は県と協議の上で定めること。なお、事業の実施内容（体験会資料、日程、カリキュラム等）及び事業実施に係る受託者、協力先所感を必ず記載すること。
- ・受講者が体験会において作成した成果物の著作権の取扱いについては、6（2）ウに定めるところによる。

6 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託業務が完了したときは、速やかに委託契約業務完了報告書を県に提出すること。業務完了報告書の様式、内容、添付資料等については、事前に県と協議して定めるものとする。なお、本業務はモデル事業として、その実施過程及び検証結果を重視するものであり、特定の成果や数値目標の達成を委託業務の完成要件とするものではない。

(2) 業務成果の帰属等

ア 本業務において受託者が作成した資料、動画、撮影素材、カリキュラムその他の成果物の所有権及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む。）は、県に帰属するものとする。県は、当該成果物をウェブサイト等において随時使用、複製、改変できるものとする。

イ アに定める成果物に、第三者の著作物が含まれる場合は、当該著作物の著作権は従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は本事業の目的の範囲内において、無償かつ非独占的に利用できるものとし、受託者は必要な権利処理を行うものとする。

ウ 受講者が体験会において作成した成果物については、当該受講者が著作権者となるものとする。ただし、県及び受託者は、本事業の検証、実績報告、関係機関への横展開、広報等の目的に限り、無償かつ非独占的に利用できるものとする。この場合において、受託者は、利用目的及び範囲を明示した上で、受講者から事前に同意を得るものとする。

エ 受託者は、本業務により受託者が作成した著作物に関し、県及び県が指定する者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。

オ 本業務において生成 AI 等の第三者サービスを利用する場合は、個人情報及び受講者が作成した成果物の全文又はこれに準ずる情報を当該サービスの学習用途として提供しないこと。また、当該サービスの利用条件が、本仕様書に定める権利関係と抵触しないことを確認した上で利用するものとする。

(3) 知的財産権の帰属等

ア 本業務の実施に関連して使用又は作成される成果物に第三者が有する著作物又は知的財産権が含まれる場合、受託者は、自らの責任と負担において当該権利の処理及び必要な手続きを行うものとする。

イ 本業務に関して第三者との間に知的財産権をめぐる紛争が生じた場合には、受託者は自己の責任においてこれを解決するものとする。

7 留意事項

(1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、県の承認を得ること。

(2) 受託者は、委託業務の実施にあたって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。

(3) 委託業務の実施にあたっては、県条例や関係法令等を遵守すること。

(4) 本委託業務は、契約期間終了後も含めて、県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から 5 年間保存しておくこと。

(5) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間だけでなく契約終了後も第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人及び企業に関する情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

- (6) 研修実施風景を撮影した写真や動画に、研修参加者・協力者などの人物や施設など受託者及び受託者所有物以外を含む場合は、受託者が対象者や施設管理者等に対し、撮影前に目的や使用方法、取り扱い方等を説明して承諾を得ることとし、承諾が得られない場合は撮影等をしないこと。なお、当該写真及び動画の著作権及び利用については、6に定めるところによる。
- (7) 本業務に必要なとなる資機材は受託者が用意すること。

8 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせる（以下「再委託等」という。）ことについては、その目的や再委託等をする業務の内容、再委託等に対する管理・監督体制などを、事前に書面により申請し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、業務の一部を再委託等する場合は、再委託者に対して契約書及び本仕様書で定める事項を遵守させること。

(2) 個人情報の保護

本業務を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令及び個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(3) 情報セキュリティの確保

本業務を実施する上での情報セキュリティの確保について、情報セキュリティに関する特記事項を順守すること。

(4) 紛争処理について

委託業務に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の責任においてこれを解決するものとする。

(5) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県と協議の上、決定するものとする。